

# 第 16 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成16年 7月13日

場 所 : 昭和町農村環境改善センター

## 第16回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年7月13日(火)午後2時~2時20分
2. 場 所 昭和町農村環境改善センター
3. 出席した委員等
- |       |         |         |         |  |  |
|-------|---------|---------|---------|--|--|
| 会 長   | 石 川 光 男 |         |         |  |  |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 |         |  |  |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 |  |  |
|       | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 |  |  |
|       | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 |  |  |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 三 浦 トシ子 | 鈴 木 久米雄 |  |  |
|       | 館 岡 哲   | 淡 路 徹   | 南 都 武 男 |  |  |
|       | 伊 藤 義 弘 | 小 玉 喜久子 | 鈴 木 政 亞 |  |  |
4. 欠席した委員 第4号委員 三 浦 貞 一
5. 出席した幹事等
- |         |         |         |         |  |  |
|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 幹 事 長   | 佐々木 嘉 一 |         |         |  |  |
| 副 幹 事 長 | 渡 邊 毅   | 間 杉 作 朗 |         |  |  |
| 幹 事     | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏   | 鈴 木 司   |  |  |
|         | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 |         |  |  |
|         | 鐙 利 行   | 千 種 肇   |         |  |  |
| 教 育 長   | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋   | 菊 地 紘   |  |  |
| 事 務 局   | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 |  |  |
|         | 村 山 久 尚 | 他5名     |         |  |  |

### 6. 協 議 案 件

#### (1) 報 告

- ・ 認定第17号 電算関係事業内容について

#### (2) 協 議

- ・ 協議第58号《継続協議》新市建設計画について
- ・ 協議第70号 合併の期日について
- ・ 協議第71号 合併協定書について

### 【協議内容】

#### 司 会 (事務局長 幸村)

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第16回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から、あいさつを申し上げます。

#### 会 長 (石川天王町長)

皆さん、今日は大変ご苦勞様でした。また、傍聴者の皆様もご苦勞様でした。さて、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会は、先の第15回協議会を終了し、53の協定項目のうち52項目について確認を致しました。先の協議会では、3町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等、新し

い将来のまちづくりを構築するための基本となる新市建設計画案について、その内容が確認されました。この新市建設計画については、昨日7月12日に知事出席のもとに開催された県の市町村合併支援本部会議において承認となりました。本日はこの結果について報告し、正式確認をする予定をしております。また、本日は唯一協議案件として残っております、合併の期日について上程致しました。この合併の期日については、これまで正副会長間でその都度検討協議を重ねてきたところであり、また、3町それぞれの議会においても意見の集約を図ってきたところでもあります。これらを踏まえて、本日午前8時30分から正副会長会議を開催し、平成17年3月22日を合併期日することで合意し、本協議会にお諮りするものであります。本日は、これらを含めた協議案件としては、3件を上程しておりますので、よろしくご協議を賜りますようお願いし、あいさつと致します。

#### **司 会（事務局長 幸村）**

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は20名の委員の皆様のお出席を賜っております。規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。なお、秋田地域振興局長の三浦委員から欠席する旨のご連絡がありましたことをご報告致します。

また、委員の皆様にお願いでございますが、会議における発言につきましては会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

#### **会 長（石川天王町長）**

直ちに、会議録署名委員の指名を致します。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、飯田川町の門間英也委員と飯田川町の佐藤正信委員を指名致しますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、電算関係事業についての報告を致します。事務局の説明を求めます。

#### **説明者（事務局長補佐 菅原）**

1ページをお願い致します。報告第17号、電算関係事業（電算システム統合化事業・地域インターネット基盤施設整備事業）の内容について、次のとおり報告する。報告内容につきまして、2ページをお願い致します。合併時までに調整するとした重要項目につきまして、今後合併協議会にご報告していくということでございまして、今回、電算関係事業の内容と進捗状況につきましてご報告致します。最初に電算システム統合化事業について説明致します。これは、3町の事務事業の電算システムを合併日までに統合するものであります。1の事業の概要でございますが、平成15年9月25日の第4回合併協議会において、電算システムにつきましては合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないように調整することが確認されております。電算システム統合化事業は、電算業務及びシステムの整備・統合を実施し、質の高い効率的な行政サービスを構築するため行うものであります。内容につきましては具体的に記載しております。2の電算システム統合化事業の業務内容（ソフト部分）は、3ページに具体的に記載してあります。住民情報であります、住民基本台帳システムから選挙の不在者投票システムまで3町のシステムを統合し、新たに構築するものであります。3の電算システム統合化事業の、機器整備内容（ハード部分）につきましては、現在使える機器は有効活用致しまして、新規に導入する機器の内容を記載してございます。4は、事業費の内訳とその財源につきまして記載してございます。6月15日に契約済みでございます。

次に4ページをお願い致します。地域インターネット基盤施設整備事業についてでございますが、3町の主要な公共施設を光ケーブルで結び、地域住民の利便性を高め、新市の一体化を図るため、

情報通信基盤を活用したまちづくりに資する事業であります。本年の7月1日付けで、総務省より正式な補助の交付決定がなされております。また、この事業により、電子行政サービスのための各種情報の一体化が可能となりますので、各庁舎に総合窓口を設置して住民の利便性の向上に資するものであります。1の事業の概要でございますが、家庭のインターネット及び最寄りの公共施設の情報端末から動画・音声を活用した行政や児童・生徒に対し、安全で快適なインターネット利用環境を提供し、新たなまちづくり、住民サービスの向上を図るものであります。2の整備概要でございますが、光ケーブルの布設は45.2km、接続する公共施設は45カ所、導入するパソコンは324台、タッチパネル方式のKIOSK端末が10台、学校間コミュニケーションシステム等に使用するカメラ付きの大型ディスプレイ15台を設置するものであります。6ページをお願い致します。光ケーブルの接続のイメージ図を記載しております。3庁舎を幹線網で接続し、そこから各施設を接続して情報のやりとりを行うものでございます。7ページには、接続する45カ所の公共施設名と導入する機器及びアプリケーションの詳細を記載してございます。

では4ページに戻って頂きまして、3はアプリケーションソフトの内容を記載してございます。行政情報システム、行政相談・健康福祉相談システム、学校間コミュニケーションシステム、公共施設予約システム。5ページをお願い致します。それと図書蔵書検索システムを導入致します。内容につきましては、記載してあるとおりでございます。4は事業費の内訳とその財源につきまして記載してございます。(1)が、地域イントラネット基盤施設整備事業のハード事業でございますが、光ケーブルを電柱とNTT柱に添架していきます。財源内訳としては、国庫補助金が1/2、県補助金が1/6でありまして、合計2/3の補助事業でございます。その残額が合併推進債の対象となる事業でございます。(2)はそのアプリケーションソフトの事業費とその財源内訳でございます。(3)はIP電話網備品購入費でございまして、主要な公共施設、14施設を地域イントラネット整備事業で整備致しました光ファイバ網を使用して、内外線の通話を可能にする事業であります。以上につきまして、6月補正で予算議決して頂きましたので、今後、事業を発注していくものでございます。以上でございます。

#### **会 長(石川天王町長)**

報告でございますので、これで終わりたいと思いますがよいでしょうか。

〔異議なしの声〕

#### **会 長(石川天王町長)**

それでは協議に入ります。協議第58号、新市建設計画についてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

#### **説明者(事務局長補佐 村山)**

8ページをお願い致します。協議第58号、継続協議となっております新市建設計画について、別紙のとおり提案する。新市建設計画につきましては、合併特例法第5条第3項において、計画を作成しようとするときはあらかじめ知事に協議しなければならない旨の規定がございまして、このため、前回の第15回合併協議会におきまして内容のご確認を頂きましたので、合併特例法に基づき6月24日に知事に協議申請したところでございます。県では、昨日の7月12日に合併支援本部で協議が行なわれ、皆様に写しをお配りしましたとおり、同日付けで知事より本新市建設計画について異存ない旨の回答を頂きました。本日は、この回答を受けまして新市建設計画を正式に決定して頂くものであります。また、前回の協議会で内容のご確認を頂きましたので、本日お配りしました新市建設計画の概要版と、協議資料の9ページにあります、「新市まちづくりの住民説明会の開

催について」を3町の全戸に配布しまして、チラシの日程により説明会を開催し周知を図る予定でございます。以上で説明を終わります。

**会 長（石川天王町長）**

協議第58号の新市建設計画については、協議会として正式に決定致したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、協議第58号については、内容のとおり決定致しました。今日の確認月日のご記入を願いたいと思っております。

それでは協議第70号、合併の期日についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

**説明者（事務局長 幸村）**

協議第70号、合併の期日についてであります。只今、資料を配布致しますので、少々お待ち下さい。

〔資料を配布〕

**説明者（事務局長 幸村）**

只今配付した資料でご説明致します。合併の期日については、第2回合併協議会（平成15年8月8日開催）において、目標期日を平成17年3月31日以内とすることが確認されておりますが、本日、具体的な合併期日を提案するものであります。調整案は、合併の期日は平成17年3月22日とするものであります。合併期日選定の理由を載せてあります。平成17年3月22日の合併は、16年度から県の合併特例交付金、3町で6億円を5年分割で交付されるものであります。年1億2千万円が交付され、電算統合等の経費を早期に充当することができます。また、新市発足準備作業が十分確保することができるのと同時に、3月18日が金曜日であり、業務終了から振替休日を含む3日間で電算システムを切り替え、22日から新市の事務をスムーズにスタートできます。学校関係では春休み期間中であり、児童・生徒への影響が少ないことが想定され、住民への影響等を考慮すれば、17年3月22日の合併が妥当と考えられます。

次に、黄色い表紙の資料11ページをお願い致します。説明資料であります。左端の区分のところは合併期日選定の留意事項であります。内容としては、1つ目は住民生活への影響等、住民サービスや各種事務の執行上、できる限り支障の少ない時期を想定して定める必要がある。2つ目、公的行事との関係、合併協議会の協議の進捗状況、首長、議会議員の任期、合併時の事務処理、引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断する必要がある。3つ目としては、合併するためには町議会において議決してから県知事への合併申請、総務大臣への協議、県議会での議決、県知事の合併決定、総務大臣への届出、総務大臣の官報告示など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することからこの点も考慮し、この度の調整案のとおり合併の期日を定めるものであります。以上で説明を終わります。

**会 長（石川天王町長）**

只今説明のありました合併の期日について、ご意見ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、議案第70号の合併の期日については、調整案のとおり平成17年3月22日として

決定致しました。確認月日をご記入願いたいと思います。

続いて協議第71号、合併協定書についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

**説明者（事務局長 幸村）**

資料の14ページをお願い致します。合併協定書について、別紙のとおり提案するものであります。合併協定書については、これまで協議会において決定した内容を取りまとめたものでありまして、協定書全体の統一性を保つため、あるいは文言等の不足分を補うために、協議会で決定された内容を変えることなく表記等を一部修正した部分があります。15ページに修正箇所の一覧を載せております。主な修正としては、法令番号を追加したり、文章の句読点を追加、修正、削除などを行っております。

次に、合併協定書の綴りをご覧ください。1ページの2番の合併の期日であります、平成17年3月22日とご記入下さい。次に、6ページの一番下の附則であります、施行期日を平成17年3月22日とご記入下さい。なお、合併協定書は合併協定調印式の当日、改めて配付させて頂くこととなります。今後、予定されております合併協定調印式では、合併協定書の16ページにあります立会人として、合併協議会委員の皆様からご出席して頂き、ご署名して頂きたいとしておりますのでよろしくお願い致します。以上で合併協定書の説明とさせていただきます。

**会 長（石川天王町長）**

71号について、ご意見ご質問がありましたらお願い致します。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、協議第71号については原案のとおり決定となりました。確認月日をご記入下さい。続いて、今後の会議等の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

**説明者（事務局長 幸村）**

今後の会議等の開催予定としては、資料にはございませんが、合併協定調印式の日取りを8月24日の午後1時30分より天王町総合体育館で実施致します。先程もご説明致しましたが、立会人として合併協議会委員の皆様からご出席して頂き、ご署名して頂くこととしております。改めて詳しい日程等についてはご案内致しますが、8月24日の午後1時30分から行われます合併協定調印式へご出席して下さいますようお願い致します。また、今後の合併協議会の開催予定としては9月下旬頃と考えております。日程が決まり次第ご通知致しますので、ご協力下さいますようお願い致します。以上です。

**会 長（石川天王町長）**

これで予定された次第は終わりました。これをもって、本日は終了致したいと思います。

以上をもちまして、第16回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を閉会致します。ご苦労様でした。